

広い視野を持った生徒の育成とN I E

長野県茅野市立長峰中学校 恩 田 朋 彦

1. 実践の概要

本校は、八ヶ岳の西の麓に位置し、雄大な裾野を持つ八ヶ岳の鮮やかな四季の変化に包まれている。かつては県下有数のマンモス校であったが、分離や生徒数の減少もあり、現在では全校生徒数400名、各学年4学級の中規模校となっている。

生徒は、落ち着いた雰囲気の中で学習や生徒会活動・部活動等に取り組んでいるが、一方では活気の面でやや物足りなさを感じることも否めない。授業では、教師の話静静地に聞いたりノートに書くことは出来るが、いざ「あなたの考えは？」と問われると、反応出来る生徒は限られてしまう。つまり、知識や情報の「受け手」だけで終わって（満足して）しまい、「発信者」となるために自ら積極的に動く姿がなかなか見られないのである。

本校社会科では、「広い視野を持った生徒の育成」を大きなテーマとして取り組んできたが、このためには、「情報の積極的な受け手」であると同時に「情報の積極的な発信者」でなくてはならない。これはまさにN I Eで目指す「情報活用能力の育成」と基本的に一致するものであろう。

そこで、N I Eの実践校に指定していただいたことをきっかけにして、「広い視野を持った生徒の育成」のために「N I E」をどのように活用できるかを初年度の実践研究の柱として考えて9月からの活動を進めた。

N I Eの活動を実施する前の昨年4月に、3年生67人に新聞の購読等についてアンケートをとったところ次のような結果となった。

〔問1〕「あなたの家では新聞をとっていますか？」

- はい …64人 (96%)
- いいえ … 3人 (4%)

※以下の問は〔問1〕で「はい」の人が答えたもの。

〔問2〕「どの新聞をとっていますか？」

- | | |
|------------------|--------------------|
| ○信濃毎日 …16人 (25%) | ○市民 … 4人 (6%) |
| ○朝日 … 8人 (13%) | ○長野日報 …37人 (58%) |
| ○読売 … 6人 (10%) | ○産経 … 0人 (0%) |
| ○毎日 … 1人 (2%) | ○その他 … 2人 (3%) |
| ○中日 … 0人 (0%) | ○どの新聞か? …10人 (16%) |
| ○日本経済 … 1人 (2%) | |

〔問3〕「どのくらい新聞を読みますか？」

- だいたい毎日 …17人 (26%)
- 時々 …44人 (69%)
- めったに読まない… 3人 (5%)

[問4]「どの記事を読みますか？」

- | | | | |
|-----------------|------------|-----------|------------|
| ○テレビ欄 | …58人 (91%) | ○政治欄 | … 6人 (9%) |
| ○スポーツ欄 | …31人 (48%) | ○外国のニュース欄 | … 9人 (14%) |
| ○長野県・諏訪地区・茅野市関係 | …27人 (42%) | ○経済欄 | … 4人 (6%) |
| | | ○その他 | …16人 (25%) |

これらの数字が、N I Eの活動を実践した後どのように変わったかについては「4. 実践の感想と今後の課題」で述べたい。

2. 新聞の置き場所と整理の方法

図書館に新聞コーナーを設置(資料1)し、図書館司書及び生徒会図書委員の生徒が新聞を管理・整理した。当日の新聞だけでなく、1週間分の新聞も見られるようにした。(資料2)

3. 実践の内容

実践1年目ということで、何からやったら良いのか見当がつかず、とりあえずできそうなことを手探りで進め、下記のような活動に取り組んでみた。具体的な活動内容については…

- (A) 図書館に新聞コーナーを設置
- (B) 本校に関わる新聞記事を職員室前の廊下に掲示(資料3)
- (C) 学年通信の資料としての新聞の活用
- (D) 世界地理の学習の導入における新聞の活用
- (E) 古い新聞を使つての歴史の授業
- (F) タイムリーな記事の活用(社会:歴史・地理・公民/理科/家庭科等)
- (G) 国語の授業でのコラム・社説等の利用

…などがあげられるが、ここでは特に(F)から二つの実践について概略をまとめておきたい。

(1) 公民の「民事裁判」と「刑事裁判」を学習の場面で

①教科書による理解

公民の教科書には、民事裁判と刑事裁判の違いについて、「裁判には、民事裁判と刑事裁判があります。民事裁判は、貸したお金を返してもらえないとか、建てた家に欠陥があったとかなど、私人の間の争いについての裁判です。(中略)刑事裁判は、他人のものを盗んだり、わいろを受け取ったりする犯罪行為について、有罪・無罪を決定する裁判です。」と書かれている。また、教科書に載っている図(資料4)から、二つの裁判の違い及びそれぞれの裁判の流れ・手続きを理解することができる。

②授業における補足説明

二つの裁判をより端的に区別するためのポイントとして、「犯罪が発生し、警察が関われば刑事裁判につながる。」ことを説明する。

以上の①・②によって、表面的には裁判に「民事裁判」と「刑事裁判」という2種類の裁判があることを理解するが、このような具体性の乏しい学習内容では、実際に

は「民事裁判」と「刑事裁判」の区別はなかなかなされない。

③実際の裁判に関わる新聞記事の活用

裁判の学習に入る2週間ほど前に、「新聞に載っている裁判に関わる記事を、なるべくたくさん切り抜いておきなさい。」という指示を与えた。実際に裁判の学習に入った時、多くの生徒が10件以上の裁判の記事を集めてあった。

そこで、「集めた記事を、民事裁判と刑事裁判に分けてごらん。」と指示すると、例えば次の二つの記事…

○資料5：「父の失脚恐れ不正」

(平成15年11月29日 長野日報)

○資料6：「団体事故保険金遺族に請求権」

(平成15年11月29日 長野日報)

…を集めてあった生徒の場合、どちらも刑事裁判として分類してあった。一般的に、生徒の意識としては「裁判＝刑事裁判」と考える傾向がある。これは、テレビ等で見る裁判の場面のほとんどが「刑事裁判」のものであり、更には「民事」という考え方が生徒には難しい面もあるからであろう。その結果、授業における教師の説明を聞いたり教科書の記述を見た後でも、資料5及び資料6が「民事裁判」であるか「刑事裁判」であるかを区別する場合に、チェックすべきポイントに目が向かず、なんとなくどちらか…多くの場合「刑事裁判」と答えることになる。

そこで、資料5及び資料6をクラス全体で取り上げ、「刑事裁判」であるか「民事裁判」であるか、その理由も含めて問うてみた。その結果、資料5の新聞記事に書かれている用語と教科書に出てきた用語を見比べながら、多くの生徒が「刑事裁判」であるとし、その理由として、新聞の記事から具体的に…

- ・政治資金規正法という法に違反して罪に問われているから。
- ・検察が関わっているから。

…という二つの点をあげることができた。

これに対して資料6を「民事裁判」と考えた理由としては…

- ・静岡県の女性が大阪の会社を訴えていて警察や検察が出てきていないから。
- ・有罪とか無罪とかではなく、お金の支払いを求めているだけだから。

…等が出された。

このように具体的な状況を与えること、この場合には「新聞記事」をもとに考えることによって、生徒は学習した知識と目の前の事実をつなげながら、情報(知識)を「見る」「聞く」段階から「理解」へと進むことが出来ることが分かる。「刑事裁判」と「民事裁判」の区別を明確に理解する点で、新聞記事から具体的に考える方法は、特に授業や教科書からの読み取りだけでは理解の浅い生徒に大変有益なものとなった。

(2) 公民の「人権」を学習する場面で

「人権」について一通り学習し、そのまとめとして次の課題を与えた。「これまでみなさんは人権について学習してきましたが、そのまとめとして人権に関する新聞記事の一つを取り上げ、それをテーマとして自分の考えを書きなさい。」

日本国憲法の「基本的人権の尊重」から始まって、「人権」についての学習を進めてくると、「人権」は最大限尊重すべきものという意識を持つようになっていく。しかし、現実には「人権」と「人権」がぶつかり合う事態も発生してくる。今回のレポートでは、その点に注目して、「人権」の持つ難しさに注目出来た生徒が少なくなかった。その中から二つのレポート（資料7・8）を紹介しておく。いずれも「知る権利」と「プライバシー」のぶつかり合いであるが、中学生の意識として、どちらかというところ「プライバシー」の方を重く考える傾向があるのは否めない。しかし、単に「人権＝大事なもの」という意識ではなく、このような「人権」と「人権」のぶつかり合いについて考えることによってこそ、「人権」についての認識・理解が深まることは確実である。結論が出なくとも、このように考える機会を持つ面で、新聞記事に含まれるエネルギーは大きいと言える。

4. 実践の感想と今後の課題

NIEの実践研究初年度ということで、とりあえずは新聞が生徒の目に触れる機会を多くすることを考えた。社会科や国語科のように、授業で日常的に使える教科もあれば、数学のようにちょっと頭をひねってしまう教科もあるが、ほとんどの教科でチラッとでも扱っていただくことが出来たのは収穫であった。

大上段に振りかぶってNIEを扱うのは難しいが、学習のサポート役としてチョコチョコと扱うことを積み重ねることで、生徒の目も新聞を通して社会に向けられるものと思う。

最初に紹介した4月のアンケートと同じ内容の質問を2月に行った結果は次のようになった。

[問3]「どのくらい新聞を読みますか？」

- だいたい毎日 …24人 (38%)
- 時々 …38人 (59%)
- めったに読まない… 2人 (3%)

[問4]「どの記事を読みますか？」

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| ○テレビ欄 …59人 (92%) | ○政治欄 …12人 (19%) |
| ○スポーツ欄 …31人 (48%) | ○外国のニュース欄…15人 (23%) |
| ○長野県・諏訪地区・茅野市関係 …36人 (56%) | ○経済欄 … 5人 (8%) |
| | ○その他 …15人 (23%) |

中学生にとって、正面から「新聞を読もう！」と言ってもなかなか難しい。必要に迫られて「テレビ欄」を見るのが精一杯である。しかし、新聞を読むことで自分の知らなかった世界を知る機会が与えられたり、学習を深めるきっかけとなったり、個人的に何かひっかかりがあるものを見つけた場合には、意外と新聞に興味を示す場合が少なくないことが分かった。

しかし、「新聞の面白さ」をより多くの生徒に意識化させていくためには、一味違ったNIEを…と考えつつも、つつい平板な進め方になってしまったので、次年度は、「新聞の活用の仕方にはこんな方法もあったのか！」と思えるような方向へ進められたらと大きな願いを持っている。

平成15年度、N I E推進協議会のご配慮により、新聞の提供をしていただいたこと、様々な資料を提供していただいたことには深く感謝したい。

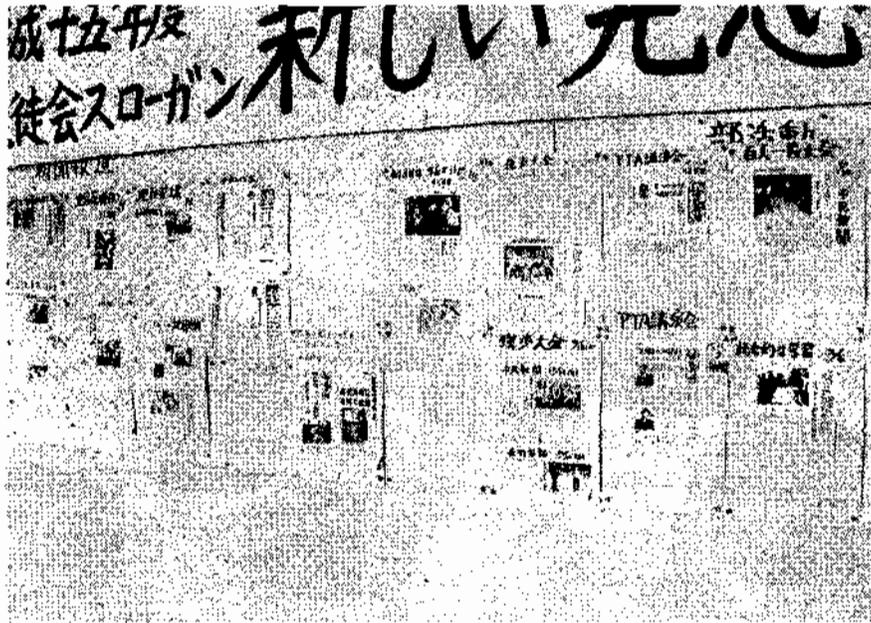
【資料 1】



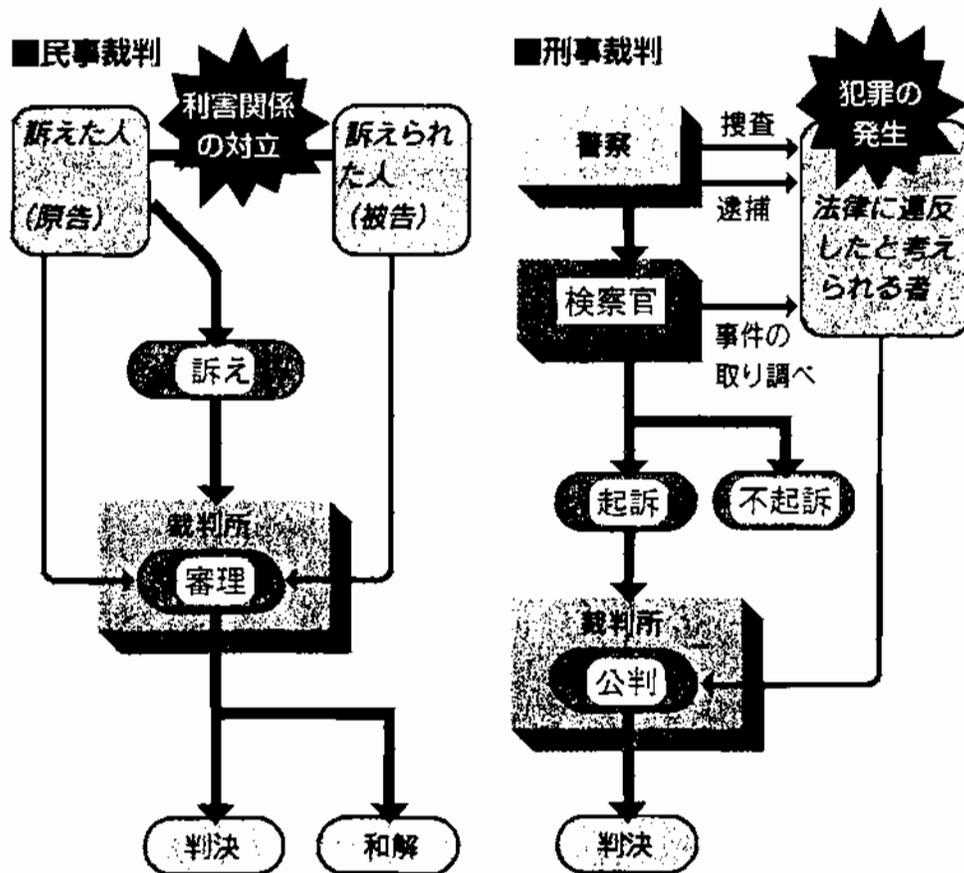
【資料 2】



【資料 3】



【資料 4】



市川桃子被告

父の失脚恐れ不正

初公判で資金流用認める

十國議院前野田首相(七)の資金管理団体をめぐり、政治資金規正法違反(虚偽記載)の罪に問われた長女で会社社長市川桃子被告(三三)の初公判が二十八日、東京地裁(藤井俊郎裁判長)であり、同被告は起訴事実を認めた。検察側は冒頭陳述で、同被告が父の失脚を恐れ不正を開始、資金の流用総額が約一億八千七百五十万円に上ることを明らかにした。

大物知事を発任に追い込んだ事件は、二十六日の次回公判で結審し、判決は年度内にも言い渡される見通し。同被告は罪状認否で「そ

の通りでございます」と述べ、「虚偽に迷惑を掛ける深く反省しています」と陳述した。冒頭陳述によると、同被告は前知事の承認を得て

一九九五年の「地方行政研究会」設立当初から資金管理を統括。一方、経営する会社の借金が約七億五千万円に膨れたため、流用を開始した。

同年分の収支報告書を作成する際、「流用が発覚すれば父が公私両面と批判され政治生命を失いかねない」と苦慮。虚偽の報告書を提出し、その後も流用を続けた。九八年には経営する会社の女性従業員を、同研究会の事務担当者に転属させ、「収入多めの通り書く必要はない。世間の目もあるので、普通は少なめに書いて

おくはず」と指示。支出も収入に見合うよう少なく記載するよう指示した。起訴された五年間の実際の収入は約三億二百万円のうち、約一億八千七百五十万円を会社の運転資金や借金返済、私的な旅費などに消費。一部は返済したが、約四千二百万円が押しこまれなかった。起訴状によると、市川被告は九八年から五年間、同研究会の収支報告書に収入約一億二千六百万円を記載しなかった。前知事は同被告の逮捕後、引責発任。東京地裁特捜部は前知事の監禁責任も捜査したが、起訴猶予処分とした。

【審判 〇】

団体事故保険金 遺族に請求権

大阪府警

従業員や遺族への支払いを前提とする団体交通事故傷害保険に加入したことを隠し、支払われた保険金を会社の収入としたのは不当として、静岡県熱海市の女性(三〇)が大阪府東大阪市の運送会社(資本金)を相手取り、五千五百万円の支払いを求めた訴訟の控訴審判決が二十八日までに、大阪高裁であった。林裁判長は「団体交通事故傷害保険の目的は死傷した従業員や遺族の福利厚生にあり、遺族は請求権を持つ」と述べ、請求を棄却した一審大阪地裁判決を撤回、三千五百万円の支払いを会社に命じた。

判決によると、この会社は受け取った保険金を従業員や遺族に支払うことなどを定めた災害補償規定を作り、従業員が死亡した場合五千円が支払われる保険に加入した。一九九六年四月に女性の夫(当時四九)は勤務中に追突事故を起こして死亡したが、同社は補償規定や加入の事実そのものを隠し、五千円を遺族に渡し、会社の雑収入として入金処理した。一審は「被保険者の同意がない保険契約は無効」として請求を棄却したが、林裁判長は「災害補償金に充てるなら従業員や遺族の利益につながるため同意がなくとも契約は有効」と指摘。会社側の保険料負担などを考慮して支払額を三千万円とし、過重な勤務実

に基いた安全配慮義務違反として五百万円の損害賠償を認定した。

朝日 03.10.20付

「長崎」長崎の男児 長崎の男児 長崎の男児

長崎編集主任 あいさつ

人権守りついで「あちあち」の取材

「あちあち」の取材... 人権守りついで「あちあち」の取材

読売新聞社 報道と人権・プライバシー 新聞記者と読者・著者と読者の関係

長崎の男児 長崎の男児 長崎の男児

長崎の男児 長崎の男児

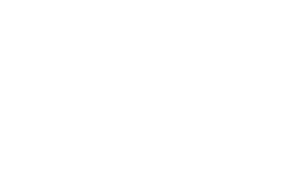
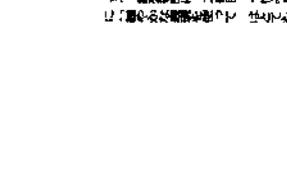
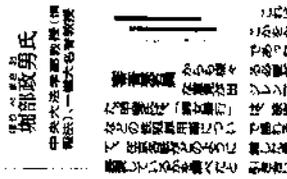
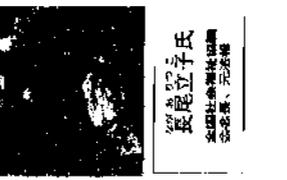
徹底取材と慎重な判断... 徹底取材と慎重な判断

竹田氏... 竹田氏

長尾立子氏... 長尾立子氏

竹田氏 家裁決定詳報、意味ある

長尾立子氏... 長尾立子氏



社会科 公民プリント

3年 組 巻 氏名

☆これまでみなさんは人権について学習してきましたが、そのままとめてして人権に関する新聞記事を一つ取り上げ、それをラマーマとして以下に自分の考えを書きなさい。新聞記事は切り抜いてこのプリントの裏に貼り付け一緒に提出すること。提出期限は、10/24(金)とします。

公民の授業で、知る権利とプライバシーの権利との間には、難しい関係があると言っていた。この新聞記事はまさにその典型だと思っ。できるだけ詳しく事件のことを報道しようと思っ。どうしてでもプライバシーの権利を無視してしまうことになる、つまり、反社に、プライバシーの権利を重視して事件を報道しようとする、あまり詳しくなく知る権利を重視したものであり、少しかかりにくく、なっ。僕は、知る権利を重視しすぎるのは良くないから、少しは重視しても良いと思っ。加害者は、被害者に害を加えては、たのだから、加害者が不利になっ。てしまっても当然だと思っ。と言っ。加害者も人な人間にも平等に人権があるのだから、加害者のプライバシーを侵害するのは平等ではないという意見もあると思っ。そこもまた難しいところがある。また被害者に関しても、何も悪くはないので、知る権利を重視した報道をするのは良くないことだと思っ。実際に、新聞記者や新聞会社は、加害者や被害者にもこの情報は公開していいですが、なると許可を得て個人情報を新聞やニュースで公開しているのか知らなかつ。今そのようなことを

すに報道をして、8の存らや、た方が良と思っ。そうすることで、莫難しい知る権利とプライバシーの権利の関係を解決できると思っ。朝日新聞では、事件報道の在り方を検討する、事件報道小委員会を設置し、人権とプライバシーの問題を中心に、議論を進めていくらしい。このようなものが、もっと大きくなれば、人権とプライバシーの問題を解決する法律ができてきたり、あるいは報道に開する法律ができてきたりすると思っ。そのためには、このような組織がと人増え、大きくなっ。ていくことが重要だと僕は思っ。